

特別冬期生活支援金（暖房費）について

暖房用燃料費（灯油・電気）の負担軽減を図るため高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の低所得者世帯を対象に特別冬期生活支援金（暖房費）を支給します。

支給額は、**1世帯 10,000 円（口座振込）**となり、
お申し込み期限は、**平成 30 年 3 月 30 日（金）**までです。

◎ 支給対象世帯について

支給対象世帯は、①18歳未満の子どもがいる「ひとり親世帯」、②70歳以上の「高齢者のみ世帯」、③重度心身障がいのある者や子どもがいる世帯、の3種類となります。3種類の世帯の中でも、次の6つの条件に当てはまる低所得者世帯の方が対象です。

要件1

① ひとり親世帯
(18歳未満の子どもがいる)

② 高齢者だけの世帯
(70歳以上)

③ 重度心身障がい者・子どものいる世帯
(身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、
精神障がい者保健福祉手帳 1 級)

要件2

1. 栗山町に住民票があり、現在栗山町に居住している。
2. 平成29年度の住民税が非課税世帯である。
3. 生活保護を受けていない。
4. 社会福祉施設に入所していない。
5. 長期入院をしていない。(11月1日以降)
6. 滞納をしていない。

(町民税・固定資産税・国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・水道料・給食費・公営住宅料・老人保護措置費・児童クラブ利用料)

6つ全てに
当てはまることが
条件です。

対象者

1と**2**の要件を満たす「低所得者世帯」

低所得者世帯について、申請について等は裏面へ

◎ 低所得者世帯の基準について

低所得者世帯とは、その世帯全員の総収入額（平成 28 年中の収入）が、生活保護法に定める生活保護基準の 1. 2 倍以下の世帯のことをいいます。

低所得者世帯基準の一例が、次の通りになります。

支給対象区分		基準額（年間収入）
① ひとり親世帯		
・世帯 3 名（母【40 歳】・小学生 2 名【12 歳と 9 歳】）の例		2,814,000 円以内
② 70 歳以上の高齢者のみの世帯		
・世帯 1 名（独居世帯）の例		1,089,000 円以内
・世帯 2 名（夫婦世帯）の例		1,546,000 円以内
③ 障がいのある者がいる世帯		
・世帯 4 名（父【43 歳】・母【38 歳】・小学生 2 名【11 歳と 9 歳】）の例		3,098,000 円以内

* 基準額は、一例であり世帯人数及び年齢によって変化します。

* 収入として算定するのは、給与収入・配当収入・年金収入（国民年金・厚生年金・遺族年金・障害年金）・恩給・児童手当・児童扶養手当・特別児童手当等になります。

◎ 申請について

申請に必要なものは、次の 4 つになります。

申込期限

平成 30 年 3 月 30 日

支給額：1 世帯 10,000 円

- ①印鑑 ②振込先銀行の通帳
- ③平成 28 年分の収入額（障害年金・遺族年金・恩給含む）を証明できる書類（年金額改定通知書・振込通知書・通帳等）
- ④灯油を購入したことを証明できる書類（領収書、口座引き落とし通帳、明細書等）
※ 11 月 1 日以降のもので購入額 1 万円以上（合算可）
※ 灯油以外の暖房費の場合は同意書の提出により状況確認させていただきます。

申請場所・お問い合わせ先は、

栗山町保健福祉課 福祉・子育てグループ （窓口④番） ☎73-2222

